

新型コロナウイルス感染対策文化の家生涯学習室ガイドライン

令和5年3月13日(改正)
河津町教育委員会

令和5年3月13日より文化の家生涯学習室を利用するにあたり、以下の点に留意し利用するようお願いいたします。

1 利用の条件

施設利用者は、当ガイドラインを遵守し、感染症予防を徹底すること
施設利用者の人数は、**24名以内**とする。(98.5㎡÷4㎡)

2 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 2) 入室時には手指消毒を実施し、室内では咳エチケットをすること
- 3) 他の利用者との距離(2m以上を目安)を確保すること

3 マスクについて

マスクの着用については、個人の判断に委ねられるものではありませんが、他の利用者との距離を確保できない場合は、マスクの着用を推奨します。

4 活動や行動を避ける内容

利用者相互が接触するような行為

5 利用者の義務

- 1) 利用前・利用後には換気をし、1時間毎に5分以上を目安として換気をする
- 2) 施設利用時に出たごみは、各自持ち帰り処分すること
- 3) 利用終了後は、利用した物及び利用中手の触れた場所の消毒をすること
- 4) 利用終了後及び帰宅後は、必ず手洗い、うがいをすること

6 その他

- 1) 利用するにあたり疑義が生じた場合は、施設管理者に相談すること
- 2) 施設管理者からの指示に従うこと
- 3) 施設利用後、5日間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、施設管理者に速やかに報告すること